

市立豊中病院床頭台等設置運営事業 仕様書

1.更新機器、更新台数及び設置場所

募集時の予定であり、実際の設置時や運用開始後に変更になる可能性あり。

更新機器	床頭台	テレビ	ブルーレイ プレイヤー	冷蔵庫		カード タイマー	貴重品 ボックス
更新台数	505台	508台	508台	395台		512台	505台
設置場所	個室 110台 総室 391台 陣痛室 4台	個室 110台 総室 391台 透析室 7台	個室 110台 総室 391台 透析室 7台	総室 391台 陣痛室 4台		個室 110台 総室 391台 陣痛室 4台 透析室 7台	個室 110台 総室 391台 陣痛室 4台
更新機器	全自動 洗濯機	乾燥機	全自動 洗濯乾 燥機	カード 販売機	イヤホン 販売機	カード 精算機	両替機 (新設)
更新台数	12台	12台	12台	3台	3台	2台	3台
設置場所	各病棟 洗濯室	各病棟 洗濯室	各病棟 洗濯室	3,5,7 階 病棟 テイル ーム	3,5,7階病 棟 テイル ーム	3,5,7階 病棟テイ ルーム	3,5,7階 病棟テイ ルーム

2 更新機器の主な仕様

設置機器は、原則新品とする。なお、美品であり機能や耐用年数等に支障がない場合は、市立豊中病院（以下「病院」という。）と協議の上、リユース品の導入を認めるものとする。但し、導入したリユース品を病院が不可と判断した場合もしくは不具合が生じた場合は、無償で新品と交換すること。全ての設置機器の取り扱いおよび使用方法を明示したマニュアルを作成すること。

床頭台

- ・利用する患者や病院職員の安全を考慮したものとする。
- ・総室用の大きさは（高さ1800mm、幅500mm、奥行き690mm）程度とする。
- ・個室用の大きさは（高さ1800mm、幅500mm、奥行き500mm）程度とする。
- ・構成材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量は、JISF☆☆☆☆以下であること。また、揮発性有機化合物について、十分な対策が施されていること。
- ・テレビ、ブルーレイプレイヤー、冷蔵庫、テレビ用カードタイマー、貴重品ボックスを収納すること。

- ・総室用には、洋服掛けを組み込むこと。
- ・キャスターを4輪ロックでき、地震等で転倒しにくい構造とすること。

テレビ・カードタイマー

- ・国産メーカー製 19 型以上の薄型でワイヤレスリモコン方式であること。
- ・テレビは、角度調整（左右、各 90 度）が可能であること。
- ・必要がある場合はアンテナ等配線工事を施工すること。
- ・スピーカーの音声とイヤホン専用音声の切り替えが容易にできること。
- ・BS 放送は不要とする。
- ・病院の映像コンテンツを無料放送できる装置を設けること。頭出し・早送り・巻き戻しが可能であること。
- ・透析室は、患者がベッドでテレビを見やすいように工夫した器具を設置すること。
- ・カードタイマーはプリペイドカード減算方式であること。
- ・カードの残度数又は残時間が表示できること。
- ・損傷及び紛失しないように、リモコンは紐等を用いて床頭台へ取り付けること。

ブルーレイプレイヤー

- ・DVD の再生も可能なものとする。

冷蔵庫

- ・容量は20リットル程度とする。
- ・静音、低振動設計のペルチェ方式とする。
- ・抗菌性が高く、清掃及び消毒が容易なものであること。

貴重品ボックス

- ・利用料金は無料とする。
- ・鍵の紛失時は、マスターキーで解錠できるものとする。
- ・紛失時の鍵の交換・補充は設置運営事業者（以下「事業者」という。）負担とする。
- ・大きさは（高さ95mm、幅184mm、奥行き290mm）程度とする。

洗濯機・乾燥機

- ・配線・接続工事及び架台固定工事を施工すること。
- ・ドラム式全自動洗濯乾燥機（洗濯容量 6.0kg 程度、乾燥容量 3.0kg 程度）を洗剤投入機能付きで各病棟 1 台用意すること。
- ・洗濯機（洗濯容量 4.5kg 程度）と乾燥機（乾燥容量 4.5kg 程度）を別々で各病棟 1 セット用意すること。
- ・事業者の連絡先を明記すること。

カード販売機・両替機

- ・令和6年7月発行予定の新紙幣に対応可能なこと。
- ・床に据え置き型とし、防犯上必要な対策をとるとともに、転倒防止にも配慮すること。
- ・カード販売機については、集計時に売上金額、カード販売枚数及び集計日時等を記載した販売明細が発行され、病院・事業者双方が確認・保管できるものとする。
- ・事業者の連絡先を明記すること。

カード精算機

- ・令和6年7月発行予定の新紙幣に対応可能なこと。
- ・10円単位で精算可能で、精算時に手数料は徴収しないこと。
- ・当院で販売するカード以外は精算できないようにすること。
- ・床に据え置き型とし、防犯上必要な対策をとるとともに、転倒防止にも配慮すること。
- ・集計時に精算金額、カード精算回数及び集計日時等を記載した精算明細が発行され、病院・事業者双方が確認・保管できるものとする。
- ・事業者の連絡先を明記すること。

3 利用料金

- ・課金対象設備は、プリペイドカードで利用できるものとし、以下の利用料金を事業者が定めるものとする。なお、テレビ、冷蔵庫、洗濯機に関しては、感染症患者の受入等で利用料を無料とする患者が発生した場合に設定できる機能を有すること。

課金対象設備	利用料金に対する時間 (回数)	利用料金
テレビ	1時間	60円以下
冷蔵庫	24時間	200円以下
洗濯機	1回あたり	200円以下
乾燥機	30分あたり	100円以下
全自動洗濯乾燥機	洗濯乾燥機 120分あたり	500円以下
	乾燥のみ30分あたり	100円以下

4 行政財産目的外使用の許可期間（設置運営期間）

- (1) 令和6年（2024年）1月1日から令和6年（2024年）12月31日までとする。ただし、運営に問題がない場合、1年以内の範囲で使用許可を更新する。更新は最大4回までとする。（計最大5年間）
- (2) 許可する範囲は、市立豊中病院床頭台等設置運営事業仕様書（以下「本仕様書」という。）に定める機器を設置する範囲及びこれを運営する設備であり、当該機器の使用にかかる債権または債務は事業者とその使用者のものであり、病院は一切関与しない。

5 設置及び維持に要する費用

- (1) 機器の搬入、据付、調整等の設置費用、NHK受信料、機器の定期点検、その他設置に必要な全ての費用は事業者の負担とする。
- (2) NHK との協議・契約は事業者名で行うものとする。
- (3) 設置運営期間満了時、事業者が設置した床頭台等の撤去・廃棄はすべて事業者の負担とする。但し、病院が撤去不要としたものは対象外とする。

6 利用料金の変更について

床頭台設置運営事業の目的である入院患者のアメニティの向上を図ることを十分認識し、利用料の変更は、原則行わないこと。ただし、やむを得ない理由があるときは、その旨を病院と協議し、病院の承認を得なければならない。

7 維持管理

(1) 維持管理体制

事業者は、設置機器の故障や患者および職員等の要望、クレームに備えて、速やかに対応出来る体制を整えておくこと。事業者は、身分証明書を常時携帯し、会社名及び氏名を記入した名札等をつけること。また、夜間、休日についても、常時病院と連絡が取れる体制をとること。

(2) 維持管理の範囲

- ①患者退院時の清掃は、病院の要請に基づき、速やかに行うこと。なお、退院時清掃の際の作業は、アからエのとおりとする
 - ア テレビ、冷蔵庫、床頭台の清拭及び消毒
 - イ 床頭台及び冷蔵庫内の忘れ物チェック
 - ウ テレビ、リモコン、冷蔵庫の動作チェック
 - エ その他、病院が必要と認める事項
- ②機器の故障対応、リモコンの電池補充、その他設置機器の維持管理等は、全て事業者の責任で確実にを行うこと。
- ③カード販売機へのカード補充、カード精算機への精算金補充、および両替機への紙幣は、患者サービスに支障をきたさないよう、事業者の責任で確実にを行うこと。
- ④設置機器の故障により患者及び病院に損害が発生した場合は、事業者がこの責を負うものとする。

(3) 病院の責務

病院は、事業者の設置機器を善良な管理下に置くものとする。ただし、事業者の機器の紛失ならびに金品の盗難を発見した場合は、速やかに警察へ通報する等の対応を行うとともに事業者にも報告を行う。なお、この場合の損害補償については、病院に重大な過失がある場合を除き、事業者が負担するものとする。

8 その他

(1) 事業者変更の場合の床頭台等の入替について

新設置事業者は、現在の設置事業者と協力して、患者及び病院へ十分配慮された安全安心な床頭台等の入替計画を策定すること。入替計画策定後、その内容を病院と十分に協議し、入替作業までに病院の承認を得ること。なお、入替に必要な費用は、新設置事業者及び現在の設置事業者それぞれの負担とする。

新設置事業者は令和6年1月1日から行政財産使用の許可となるが、病院の状況も勘案し、現在の設置事業者と十分調整した上、令和6年1月31日を目処に床頭台等の入替設置を完了し、使用可能な状態とすること。

- (2) 事業者は、床頭台等導入に必要な工事の実施にあたっては、施工計画書、工程表等を作成し、工事等を開始するまでに病院の承認を得ること。
- (3) 事業者は使用物件が公立病院であることを念頭に、各種法令を遵守し善良なる管理注意義務を負うこと。
- (4) 事業者は、本仕様書に定める義務を履行しないために病院に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。
- (5) 事業者は、地震等の大規模災害や感染症の流行等の事象が発生し、病院施設に緊急事態が生じた場合、速やかに病院の取り決めに従い対応すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、病院、事業者双方、別途協議の上決定するものとする。